

# 柏市議会個人情報保護条例骨子

## 1 趣旨

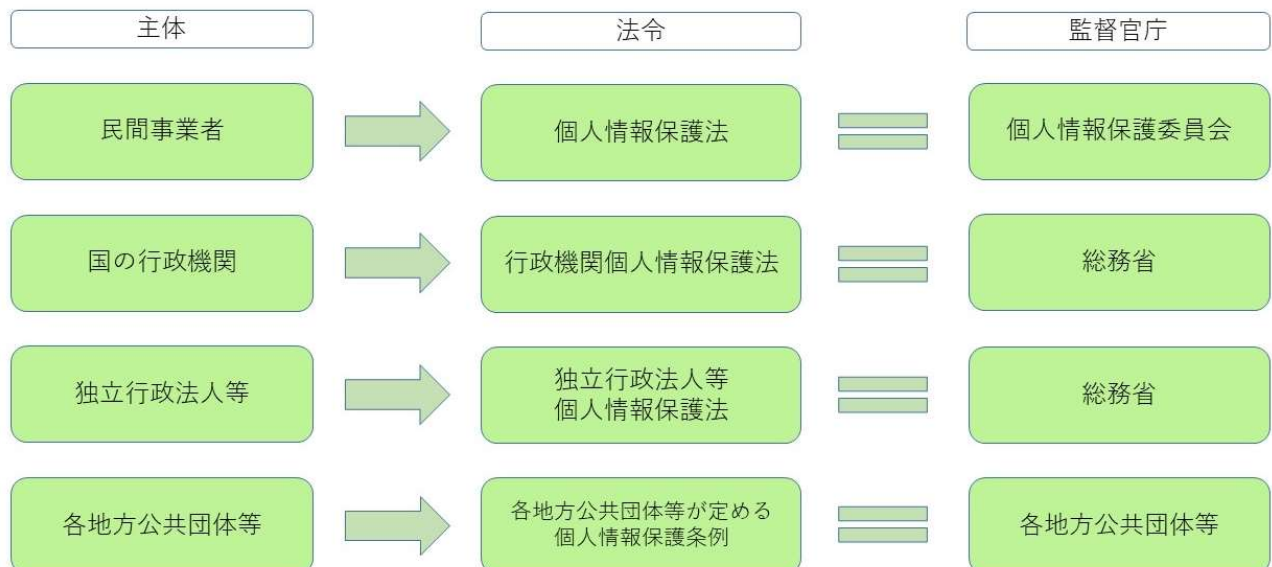
個人情報保護法（以下、「法」といいます。）の改正に伴い、個人情報保護制度の法体系が令和5年4月から一本化されます（以下の2を参照）。柏市では柏市個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）を廃止し、法を基に個人情報保護制度が適用されますが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されています。

しかし、国から「議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである。」と見解が示されていることから、柏市議会においても個別の柏市議会個人情報条例を制定するものとししました。

## 2 法と条例の関係性

従来、個人情報保護制度は、個人情報を取扱う主体により、別々の法令等が適用されていました。

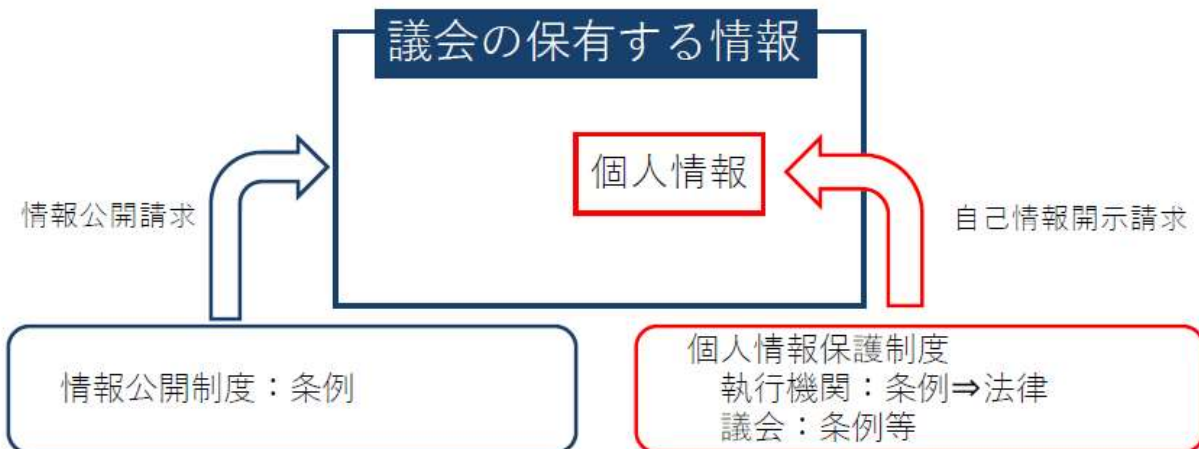
### 【現行】



令和5年4月1日以降、改正個人情報保護法が適用され、以下ようになります。

【改正後】議会における個人情報保護制度

## 情報公開制度と個人情報保護制度



(参考：現行制度)

|      | 情報公開制度                                         | 個人情報保護制度                               |
|------|------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 開示請求 | 公文書の開示請求                                       | 個人情報の開示請求                              |
| 請求者  | 誰でも                                            | 個人情報の本人や法定代理人                          |
| 開示内容 | 個人情報の部分は原則非開示<br>(請求者本人の請求であっても、個人情報として一律に非開示) | 請求者本人の個人情報の部分が開示<br>(請求者以外の個人情報は原則非開示) |

### 3 条例案に関する諮問事項

法を基に条例案を検討したところ、法規定とは別に柏市議会独自で定める事項は以下のとおりとなります。

#### (1) 条例案に定める事項

##### ア 開示請求手数料（法第89条第2項）に関すること

手数料を導入する検討が現在までされておらず、特段導入の必要性が発生していないものと考え、今回の条例化では、保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とします。ただし、現行の条例と同様に開示の実施に必要な文書交付時の実費（コピー代相当分）の負担をお願いします。

##### イ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）に関すること

条例において、開示請求を受けた公文書にある、公務員等の職務遂行に関する情報のうち、当該公務員等の氏名は開示される規定となっているところ、法では不開示とされる規定になっています。現行条例では、行政の透明性や説明責任の担保の観点から公務員の氏名についても開示を行っています。

そこで、条例案においては、これを開示する規定を設けます。

## ウ 開示請求等の手続（法第83条）に関すること

開示請求をいただいた際の処理期限に関して、現行の条例では、「開示請求があった日から起算して15日以内」としていますが、法において、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされています。

現行条例の15日以内での処理で開示決定等を行えるものであり、条例案においても事務処理過程は大きな変化はないと考えています。

そこで、本市においては、現行の条例と同様の期限となる規定を設けます。

また、法において、請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に特例的に相当の期限延長（以下「特例延長」といいます。）をすることができるとされていますが、現行の条例では「45日以内」としています。

当該特例延長の基準日についても、現行の条例である「開示請求があった日から起算して45日以内」と同様の期限とする規定を設けます。

なお、個人情報の開示等をご請求いただく際、請求書の様式や窓口に関して、これまでの手続きと相違がでないように検討いたします。

## エ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問

法施行後においても、現在の条例と同様に開示請求等に係る決定等の審査請求に関する諮問規定や個人情報の取扱いルールを定める際に、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることの規定を設けます。

### （２）条例案で定めない事項

#### ア 匿名加工情報の作成及び提供等関係規定

条例案において、匿名加工情報の提供は想定していないため、作成及び提供に関する規定を特段設けません。ただし、他から提供された匿名加工情報を取り扱う可能性があるため、「匿名加工情報の取扱いに係る義務」の規定は設けます。

## 4 条例案の施行予定日

柏市において、「柏市議会個人情報保護条例」を制定し、令和5年4月1日より運用することを予定しています。なお、従来の柏市個人情報保護条例は、令和5年3月末で廃止することが予定されています。